

別 添

## テニスコートメンテナンス業務仕様書

- 1 業務の名称 平成31年度から35年度鳥取県立布勢総合運動公園  
テニスコートメンテナンス業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務の場所 鳥取市布勢146-1
- 3 履行期間 平成31年6月1日から平成36年3月31日
- 4 業務について
  - (1) 業務対象施設
    - ア テニスコート16面
    - イ 壁打ちコート1面
  - (2) 回数  
受注者は、対象施設の定期メンテナンスを各年度2回（7月、3月）実施すること。
  - (3) 業務内容
    - ア 人工芝清掃工  
専用機械にて藻、コケ、汚れ等を除去し、コート面を清掃する。
    - イ 砂調整工  
コート全体に砂を敷き均し、色が均一になったことを確認して、専用ブラシにて縦横ブラッシングを行い、砂ムラを取る。
    - ウ 緊急対応  
不時の事故が生じたときは、技術者を派遣し速やかに対処すること。  
なお、緊急対応後は、速やかに原因及び対応等を発注者に報告すること。
- 5 特記事項
  - (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、事故の起こらないように細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議のうえ、施設の管理運営に支障が生じないようにするとともに、施設の運営上、作業日時等変更の必要が生じた場合は、発注者に報告のうえ、その指示に従うこと。
  - (2) 提出書類
    - ア 実施計画表  
受注者は、実施計画表を作成し、業務実施日の10日前までに発注者へ提出し、承認を得た後、本業務を実施すること。
    - イ 実施報告書  
業務が完了したときは、実施報告書を翌月の5日までに提出（作業写真添付）し、発注者の確認を受けるものとする。  
また、各年度終了後、年度完了報告書を提出すること。

(3) 光熱及び水道の利用

受注者は、本業務に必要な光熱及び水道は、発注者の承諾を得て無償で使用できるものとする。

(4) 消耗品、交換部品の負担

業務に必要な機械・器具及び消耗品は受注者の負担とし、必要数量を常備しておくこと。

ただし、メンテナンスに必要な砂は、発注者が負担する。

(5) 損失負担

本業務実施に伴い、施設等が汚損又は損傷した場合は、受注者の負担で補修すること。

また、発注者及び第三者に被害を及ぼした場合は、補償を行うこと。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りではない。

6 一般共通事項

(1) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

(2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ 受注者は、本業務に従事する者並びに(2)アの規定により発注者の承認を受けて、本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人(以下「従事者等」という。)に対して、アの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定の違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

エ アからウまでの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 調査等

発注者は、必要があると認められるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において受注者は、これに従わなければならない。

(4) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。